東大阪子保給第 1593 号
令 和 8 年 10 月 1 日

医療機関　各位

東大阪市子どもすこやか部
保 育 室 保 育 給 付 課 長

病児・病後児保育事業に係る医師連絡票（診療情報提供書）の発行について（依頼）

平素は、本市児童福祉行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

さて、本市では、子育てと就労支援の一環として、「病児保育もりっこ」「病児保育室ウルル」「病児保育室こひつじ」において病児・病後児保育事業を実施しております。

令和 8 年 10 月より、「病児保育室ウルル」を利用する際には、事前にかかりつけ医等への受診及び医師連絡票（診療情報提供書）が必要となります。

つきましては、保護者等の依頼があり、診察した児童が病児・病後児保育事業を利用可能であると認められる場合、「東大阪市病児・病後児保育事業医師連絡票（診療情報提供書）」を発行いただきますようお願い申し上げます。

〇東大阪市病児・病後児保育事業医師連絡票（診療情報提供書）について

・東大阪市ウェブサイト「病児・病後児保育事業のご案内」に掲載しております。
https://www.city.higashiosaka.lg.jp/kosodate/0000006023.html
・本様式により、対象児童の居住する市町村宛に情報提供をした場合、診療情報提供料（Ⅰ）を算定できます。レセプトには診療情報の提供先として「東大阪市」をご記入ください。
・小児科外来診療料を算定される場合は、小児科外来診療料に診療情報提供料（Ⅰ）が含まれているため、診療情報提供料（Ⅰ）を算定することはできません。その他、診療情報提供料（Ⅰ）の算定要件については、各医療機関にてご確認をお願いいたします。
・上記診療報酬の取り扱いにつきましては、近畿厚生局に確認済みです。

お手数をお掛けいたしますが、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

東大阪市子どもすこやか部
保育室　保育給付課
電話　０６－４３０９－３３０２